

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 告 示

ページ

- 指定代理納付者の指定（2件）【企画調整局地方創生推進室】2
- 収納事務の委託【企画調整局地方創生推進室】4

◇ 公 告

- 道路の指定【建築都市局指導部建築審査課】5
- 大規模小売店舗の新設の届出【産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課】6
- 大規模小売店舗の変更事項の届出【産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課】8

◇ 公営競技局

- 北九州市自転車競走実施条例施行規程等の一部を改正する規程【公営競技局競輪事業課】10

北九州市告示第409号

ふるさと北九州市応援寄附金の納付について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定による指定代理納付者を指定したので、北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第24条の3第2項の規定により次のとおり告示する。

平成30年10月3日

北九州市長 北 橋 健 治

指 定 代 理 納 付 者		指 定 期 間
名 称	住 所	
楽天株式会社	東京都世田谷区玉川一丁目14番1号	平成30年9月18日から平成31年3月31日まで

北九州市告示第410号

ふるさと北九州市応援寄附金の納付について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定による指定代理納付者を指定したので、北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第24条の3第2項の規定により次のとおり告示する。

平成30年10月3日

北九州市長 北 橋 健 治

指 定 代 理 納 付 者		指 定 期 間
名 称	住 所	
ソフトバンク・ペイメント・サービス株式会社	東京都港区東新橋一丁目9番2号	平成30年9月25日から平成31年3月31日まで

北九州市告示第411号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、寄附金の収納事務を次のとおり委託した。

平成30年10月3日

北九州市長 北橋健治

受託者		委託期間
名称	住所	
株式会社さとふる	東京都中央区京橋二丁目2番1号	平成30年9月25日から平成31年3月31日まで

北九州市公告第668号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定による道路を指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年10月3日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定年月日及び指定番号

平成30年10月3日 第744804号

2 路線名

路線名	事業名	幅員 (m)	延長 (m)	起点	終点
須磨園南 原曾根線	交通安全 施設等整 備事業	5.2～ 12.9	70.4	北九州市小倉 南区朽網西六 丁目1386 番1	北九州市小倉 南区朽網西五 丁目1389 番1地先

北九州市公告第 6 6 9 号

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 5 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第 3 項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

平成 3 0 年 1 0 月 3 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ドラッグコスモス白銀店
北九州市小倉北区白銀一丁目 8 番 1 0 号ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者
株式会社コスモス薬品
代表取締役 宇野正晃
福岡市博多区博多駅東二丁目 1 0 番 1 号 第一福岡ビル S 館 4 階
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者
株式会社コスモス薬品
代表取締役 宇野正晃
福岡市博多区博多駅東二丁目 1 0 番 1 号 第一福岡ビル S 館 4 階
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成 3 1 年 5 月 2 8 日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1, 2 9 7 平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数
3 7 台
 - (2) 駐輪場の収容台数
2 4 台
 - (3) 荷さばき施設の面積
5 0 平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量
1 3 . 5 立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前9時から午後10時まで

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から午後10時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数

出入口3箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

24時間

8 届出年月日

平成30年9月27日

9 縦覧場所

(1) 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課

(2) 北九州市小倉北区大手町1番1号

北九州市小倉北区役所総務企画課

10 縦覧期間

平成30年10月3日から平成31年2月4日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに平成30年12月29日から平成31年1月3日までの日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

11 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を平成31年2月4日までに北九州市産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

(1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名

(2) 住所又は所在地

(3) 連絡先電話番号

(4) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(5) 意見

北九州市公告第670号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

平成30年10月3日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームプラザナフコ星ヶ丘店
北九州市八幡西区星ヶ丘二丁目1番地101
- 2 大規模小売店舗を設置する者
株式会社ナフコ
代表取締役 石田卓巳
北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号
株式会社ナチュラル
代表取締役社長 森 信
福岡県朝倉市一ツ木1148番地1
- 3 変更する事項
駐車場の自動車の出入口の数及び位置
(1) 変更前 出入口3箇所
(2) 変更後 出入口4箇所
- 4 変更の年月日
平成30年9月21日
- 5 変更する理由
営業政策上の理由による。
- 6 届出年月日
平成30年9月21日
- 7 縦覧場所
(1) 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課
(2) 北九州市八幡西区黒崎三丁目15番3号
北九州市八幡西区役所総務企画課

8 縦覧期間

平成30年10月3日から平成31年2月4日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに平成30年12月29日から平成31年1月3日までの日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を平成31年2月4日までに北九州市産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見

北九州市公営競技局管理規程第40号

北九州市自転車競走実施条例施行規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年9月28日

北九州市公営競技局長 上野孝司

北九州市自転車競走実施条例施行規程等の一部を改正する規程

(北九州市自転車競走実施条例施行規程の一部改正)

第1条 北九州市自転車競走実施条例施行規程(平成30年北九州市公営競技局管理規程第35号)の一部を次のように改正する。

目次中「取締り」を「取締り等」に、「第62条・第63条」を「第62条一第63条」に改める。

第7章の章名及び同章第2節の節名中「取締り」を「取締り等」に改める。

第62条第1項第11号を同項第12号とし、同項第10号の次に次の1号を加える。

(11) 次条第1項又は第62条の3第2項の規定により入場を禁止された者に準ずる者として管理者が定める者

第62条第2項中「次条第2項」を「第63条第2項」に改める。

第62条の次に次の2条を加える。

(本人からの申請による入場禁止)

第62条の2 管理者は、管理者が別に定める書面により競輪の開催日に競輪場及び場外車券売場への入場を禁止するよう申請があったときは、管理者が別に定める期間中、当該申請を行った者に対して、競輪の開催日に競輪場及び場外車券売場への入場を禁止することができる。

2 管理者は、前項の規定により入場を禁止された者から管理者が別に定める書面により入場の禁止を解除するよう申請があったときは、同項の規定による入場の禁止を解除することができる。

3 第1項の規定により入場を禁止された者は、管理者が別に定める期間中、前項の規定による申請をすることができない。

(家族等からの申請による入場禁止)

第62条の3 車券の購入により日常生活又は社会生活に支障が生じている疑いのある者の家族等(当該疑いのある者と同居する成年者である親族(配偶者並びに6親等内の血族及び3親等内の姻族をいう。))その他管理者が別に定める者をいう。次項において同じ。)は、管理者が別に定める書面により当該疑いのある者の競輪の開催日の競輪場及び場外車券売場への

入場を禁止するよう申請することができる。

- 2 管理者は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る入場を禁止されようとする者（以下この条において「入場禁止候補者」という。）が車券の購入により日常生活又は社会生活に支障が生じている状態にあると認めるときは、入場禁止候補者及び同項の規定による申請を行った家族等（第4項、第5項及び第7項において「申請家族等」という。）に対して、入場禁止候補者の競輪の開催日の競輪場及び場外車券売場への入場を禁止する旨及びその期間を通知して、入場禁止候補者の競輪の開催日の競輪場及び場外車券売場への入場を禁止することができる。
- 3 前項の規定による通知を受けた入場禁止候補者は、入場の禁止を不服とするときは、同項の規定により通知された期間の初日の前日までに書面をもって管理者に対して意見を申し出ることができる。
- 4 管理者は、前項の規定による意見に理由があると認めるときは、第2項の規定による入場の禁止を取り消すこととし、入場禁止候補者及び申請家族等にその旨を通知する。
- 5 管理者は、第2項の規定により入場を禁止された者又は申請家族等から管理者が別に定める書面により当該者の入場の禁止を解除するよう申請があった場合において、管理者が別に定める事由に該当するときは、当該者の入場の禁止を解除することができる。
- 6 第2項の規定により入場を禁止された者は、管理者が別に定める期間中、前項の規定による申請をすることができない。
- 7 管理者は、第1項又は第5項の規定による申請があったときは、それぞれの申請の内容を疎明するに足りる資料の提出を入場禁止候補者、同項に規定する入場を禁止された者又は申請家族等に求めることができる。

第63条第1項第1号中「前条第1項各号」を「第62条第1項各号」に改め、同項中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 第62条の2第1項又は前条第2項の規定により入場を禁止された者

(北九州市自転車競走キャッシュレス投票実施規程の一部改正)

第2条 北九州市自転車競走キャッシュレス投票実施規程（平成30年北九州市公営競技局管理規程第38号）の一部を次のように改正する。

第6条中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 北九州市自転車競走実施条例施行規程（平成30年北九州市公営

競技局管理規程第35号)第62条第1項第11号に掲げる者

(4) 北九州市自転車競走実施条例施行規程第62条の2第1項又は第62条の3第2項の規定により競輪の開催日に競輪場及び場外車券売場への入場を禁止された者

(北九州市自転車競走電話投票実施規程の一部改正)

第3条 北九州市自転車競走電話投票実施規程(平成30年北九州市公営競技局管理規程第39号)の一部を次のように改正する。

第6条中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 北九州市自転車競走実施条例施行規程(平成30年北九州市公営競技局管理規程第35号)第62条第1項第11号に掲げる者

(4) 北九州市自転車競走実施条例施行規程第62条の2第1項又は第62条の3第2項の規定により競輪の開催日に競輪場及び場外車券売場への入場を禁止された者

第15条の次に次の1条を加える。

(その他の事由による利用停止)

第15条の2 管理者は、第14条第1項又は前条第2項の規定により電話投票の利用を停止された加入者に準ずる加入者として管理者が定める者による電話投票の利用を停止することができる。

付 則

この規程は、平成30年10月1日から施行する。